

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）		目次	
○ 岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 ○ 都市計画公聴会規則の一部を改正する規則 【規則】 （以上県例規集登載） ○ 許可事務等標準処理期間要綱の一部改正 ○ 岡山県中小企業経営革新等支援資金融資制度要綱の一部改正 ○ 岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の一部改正 （以上県例規集登載） ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退 ○ 知事指定薬物の指定の失効 ○ 保安林の指定 ○ 保安林の指定の解除 【公告】	経営支援課 都市計画課 健康推進課 医薬安全課 治山課 〃	〇 落札者等の決定 〇 一般競争入札の実施 〇 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請 〇 岡山県医療審議会からの答申 〇 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧 〇 〃 〇 林業種苗法に基づく生産事業者の登録の失効 〇 建設業の営業の停止命令 〇 都市計画の案の作成に関する公聴会の開催	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	危険管理課 財産活用課 県民生活交通課 医療推進課 経営支援課 〃 〃 治山課 監理課 都市計画課

目次	○ ○ 〃 〃 ○ 道路の位置の指定 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 【公安委員会】 ○ 指定講習機関の指定の一部改正 ○ 運転免許取得者教育の認定の一部改正	担当課（室）
目次		担当課（室）

◎岡山県規則第四十四号

岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年七月八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

岡山県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十二年岡山県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表第三備考第二号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「第十条第二項」を「第九条第二項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第四十五号

都市計画公聴会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年七月八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

都市計画公聴会規則の一部を改正する規則

都市計画公聴会規則（昭和四十五年岡山県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「場所」を「場所、第四条に規定する意見書を提出することができる期間（第三項、次条第三項及び第四条において「提出期間」という。）に、「開こう」を「聴こう」に改め、同条第二項中「前項の」を「前項の規定による」に、「行なう」を「行う」に、「ほか」を「ほか、」に改め、同条に次の一項を加える。

3 提出期間は、十四日間とする。

第三条の見出し中「延期」を「延期等」に改め、同条第二項中「定める」を「規定する」に改め、同条に次の一項を加える。

3 知事は、提出期間を経過しても次条に規定する意見書の提出がないときは、公聴会を開催しないことができる。

第四条中「開催期日の七日前までに」を「提出期間内に、」に、「、氏名及び職業」を「及び氏名」に改める。

第五条第三項中「数、」を「数」に改める。

第七条第二項中「行なう」を「行う」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第八条第二項中「、氏名、職業並びに当該」を「及び氏名並びに」に改め、同条第三項中「第一項の規定による」を削る。

第十条第一項中「第八条の規定による」を削る。

第十二条第二項中「の措置を行なつて」を「に規定する措置を行つて」に改める。

第十三条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に、「記名、押印する」を「記名押印する」に改め、同条第二項中「規定による」及び「の各号」を削り、同項第三号中「、氏名及び職業」を「及び氏名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第三百九十一号

許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表産業労働部の部経営支援課の項42中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、同項43中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第10条第1項」を「中小企業等経営強化法第9条第1項」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

◎岡山県告示第三百九十二号

岡山県中小企業経営革新等支援資金融資制度要綱（平成十六年岡山県告示第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「第9条」を「第8条」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

◎岡山県告示第三百九十三号

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱（平成二十一年岡山県告示第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第二条中「意義は」を「意義は、」に改め、同条第三号中「第二条第一項に規定する」を「第二条第一項の」に、「第三条に規定する」を「第三条の」に改め、同条第十号を削り、同条第十一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「。以下「新事業活動促進法」という。」第四条第一項の」を「」第四条第一項に規定する」に改め、同号を同条第十号とし、同条第十二号中「の創業関連保証」を「に規定する創業関連保証」に改め、同号を同条第十一号とし、同条中第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とする。

第四条第八号口中「新事業活動促進法第二条第二項」を「中小企業等経営強化法第二条第三項」に改め、同号ハ中「新事業活動促進法第二条第三項の」を「中小企業等経営強化法第二条四項に規定する」に改める。

別表第一号中「2の」を「2の」に改め、同表第六号中「第2条第5項に定める」を「第2条第5項に規定する」に改め、同表第八号中「新事業活動促進法第9条」を「中小企業等経営強化法第8条」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第三百九十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十八年七月八日

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

岡山県知事 伊原木 隆 太

訪問看護ステーション児島

倉敷市児島味野一丁目四―二三

平成二十八年七月一日

◎岡山県告示第百九十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十八年七月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所 在 地

辞退年月日

児島中央訪問看護ステーション

倉敷市児島味野一丁目四―二三

平成二十八年六月三十日

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

◎岡山県告示第三百九十六号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

平成二十八年七月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 一（三・四）ジメトキシフェニル）一（二）（メチルアミノ）プロパン一（オ）ン（通称名三・四）Dimethoxymethcathinone）及びその塩類

2 一（ペンチル）ン（キノリン）ハイル）一（H）インダゾール一（三）カルボキサミド（通称名THJ）及びその塩類

3 エチル）二（一）（五）フルオロペンチル）一（H）インダゾール一（三）カルボキサミド）一（三）メチルブタノアールト（通称名五FAEB、五FE MBP INACA）及びその塩類

4 メチル）二（一）（四）フルオロベンジル）一（H）インドール一（三）カルボキサミド）一（三）メチルブタノアールト（通称名MDMB-FUBICA）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

平成二十八年七月二日

◎岡山県告示第三百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成二十八年七月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林の所在場所

笠岡市高島字高須奥百町四九七〇、四九七三、四九七四、四九七八から四九八三まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字高須奥百町四九八一・四九八三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び笠岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十八年七月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

倉敷市児島由加字西谷二八五八の一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

指定理由の消滅

一 解除に係る保安林の所在場所

倉敷市児島由加字西谷二八五八の一

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

指定理由の消滅

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

〔二七四〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十八年七月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達件名

中央省庁との通信機能強化業務

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県危機管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

平成二十八年七月一日

四 落札者の氏名及び住所

日本電気株式会社

岡山市北区磨屋町一番六号

五 落札金額

七二、三六〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額五、三六〇、〇〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

平成二十八年五月二十日

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

〔二七五〕地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十八年七月八日

一 入札に付する事項

岡山県知事 伊原木 隆太

契約種別		土地（建付地） 売払い契約		土地（建付地）	
所 在		1 土 地 岡山市中区東山 二丁目九九番三		2 建 物 岡山市中区東山 二丁目九九番地五	
地目又は 構 造	宅地	コンクリート ブロック造二 階建	木造平家建	宅地	土地
面積（平方メー トル）	四六三・四三	一四五・四〇	一五・〇〇	二一八・九五	八〇二・〇五
予定価格（最低 売 払価格）	二七、七七五、〇〇〇円				
現 場 説 明	日 時	平成二十八年七月 十九日（火） 午前十時			
	場 所	岡山市中区東山二 丁目九九番三			
入札の日時及び場所	日 時	平成二十八年八月 二十四日（水） 午前十時三十分			
	場 所	岡山市中区古京町 一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎五 階五〇七会議室			
				津山市津山口字亥ノ 町三一三番三、字十 文字三一七番一六	
				平成二十八年七月 二十日（水） 午後二時	
				平成二十八年八月 二十五日（木） 午後一時三十分	
				津山市山下五三 美作民局三階東 会議室	
				岡山市中区古京町	

売払い契約				
小田郡矢掛町東 川面字大田九九六 番一		2 建物 小田郡矢掛町東 川面字大田九九六 番地一		
		鉄筋コンクリ ート造陸屋根 二階建	鉄筋コンクリ ート造陸屋根 二階建	鉄筋コンクリ ート造陸屋根 二階建
		一四二・五〇	一四二・五〇	六・五〇
〇〇円				
十九日（火） 午後二時				
面字大田九九六番 一				
二十四日（水） 午後一時				
一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎五 階五〇七会議室				

二 入札参加者の資格

日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人又は法人。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 地方自治法第二百三十八条の三第一項に規定する者
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者
- 3 知事が地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当すると認めた者であつて、その認めた日から三年を経過しないもの

4 申込者又はその役員が岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団又は同条第三号に規定する暴力団員等（以下「暴力団等」という。）に該当する者

5 申込者又はその役員が暴力団等の統制下にある者

6 申込者又はその役員が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

7 申込者又はその役員が岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領別表一に掲げる措置事由に該当すると認められる者

8 その他知事が不相当と認める者

三 入札参加申込み

入札に参加しようとする者は、平成二十八年八月一日（月）午後五時十五分までに、岡山県総務部財産活用課に申し込むものとする。

四 契約条項を示す場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課

五 入札保証金

見積もった契約希望金額の百分の五以上に相当する金額を現金又は銀行振出小切手により入札開始前に納付すること。なお、この入札保証金を返還する場合には、利息を付さない。

六 入札の無効

次のいずれかに該当する入札に係る入札書は、無効とする。

1 入札に参加することができない者のした入札

2 談合してした入札

3 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

4 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明である入札

5 二以上の入札をした者のした入札

6 郵便又は電信による入札

7 岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第三百三十五条の規定に違反する代理人のした入札

七 問い合わせ先

〒七〇〇一八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県総務部財産活用課（電話〇八六一二二六―七二三五）

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

〔二七六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十八年七月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十八年六月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人太陽の家

三 代表者の氏名

石丸 富也

四 主たる事務所の所在地

赤磐市西中二二九番一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者（児）に対して、彼らが住み慣れた地域の中で、自己決定権を持ちながら普通に暮らしていけるよう、本人、家族、関係者への支援事業及び周囲への理解を広める事業などを行い、彼らが生まれ育ったこの地で、一度しかない人生の主人公として、より豊かな生涯を送ることのできる地域社会の創造に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

〔二七七〕岡山県医療審議会から次のとおり答申があった。

平成二十八年七月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 諮問年月日

平成二十八年五月十八日

二 答申を受けた年月日

平成二十八年六月二十八日

三 諮問及び答申の事項

医療法人の設立の認可について

四 その他

諮問及び答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室、岡山県備前県民局、岡山県備中県民局及び岡山県美作県民局において閲覧することができる。

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

〔二七八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年七月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コメリホームセンター津山店A棟

所在地 津山市平福字六反田一五番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社コメリ

住所 新潟県新潟市南区清水四五〇一番地一

代表者の氏名 代表取締役社長 捧 雄一郎

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数

（変更前）二百二十六台

（変更後）二百六台

4 変更年月日

平成二十九年三月一日

二 届出年月日

平成二十八年六月二十九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十八年七月八日から同年十一月八日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業経済部経済政策課

〔二七九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年七月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コメリホームセンター津山店B棟

所在地 津山市平福字三反田七八番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社コメリ

住所 新潟県新潟市南区清水四五〇一番地一

代表者の氏名 代表取締役社長 捧 雄一郎

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数

（変更前）二十七台（駐車場一）

五十五台（駐車場二）

六十八台（駐車場三）

六十六台（駐車場四）

四箇所（駐車場四箇所合計）二百十六台

（変更後）三十五台（駐車場一）

八十三台（駐車場二）

二箇所（駐車場二箇所合計）百十八台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数

（変更前）六箇所

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

(変更後) 三箇所

4 変更年月日

平成二十九年三月一日

二 届出年月日

平成二十八年六月二十九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十八年七月八日から同年十一月八日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業経済部経済政策課

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

〔二八〇〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年七月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン邑久

所在地 瀬戸内市邑久町尾張字東樋口二六八番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役社長 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数

（変更前）五箇所

（変更後）四箇所

4 変更年月日

平成二十八年八月二十日

二 届出年月日

平成二十八年六月三十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十八年七月八日から同年十一月八日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び瀬戸内市産業建設部産業振興課

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

〔二八二〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、次の生産事業者の登録が失効した。

平成二十八年七月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

登 録 番 号	生 産 事 業 者		生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
	氏名又は名称	住 所		
二七三	三浦 重美	高梁市備中町西油野一四四三番地	幼苗の育成 幼苗以外の 苗木育成	三浦重美苗 畑住所地に 同じ
二七六	嶋池 信孝	高梁市備中町東油野三二六番地	種穂の採取 幼苗の育成 幼苗以外の 苗木育成	嶋池信孝苗 畑住所地に 同じ
七五八	坂田 治作	高梁市成羽町中野三七六六番地	幼苗以外の 苗木育成	坂田治作苗 畑住所地に 同じ
高梁五	豊田 重雄	高梁市宇治町宇治四八六番地	幼苗以外の 苗木育成	豊田重雄苗 畑住所地に 同じ
高梁七	溝川 保	高梁市松山七七六〇番地	幼苗以外の 苗木育成	溝川保苗畑 住所地に同 じ
高梁一〇	石森 男二	高梁市有漢町上有漢七五三八番地	幼苗以外の 苗木育成	石森男二苗 畑住所地に 同じ
高梁一五	川上 和正	高梁市川上町七地二六二六番地	幼苗以外の 苗木育成	川上和正苗 畑住所地に 同じ
高梁二〇	吉岡 時夫	高梁市落合町原田一七三一番地	幼苗の育成	吉岡時夫苗 畑住所地に 同じ
高梁二一	植盛 勇助	高梁市有漢町有漢五九七三番地	幼苗の育成	植盛勇助苗 畑住所地に 同じ

高 梁 三 二
渡 辺 博
高 梁 市 玉 川 町 下 切 五 二 五
幼 苗 以 外 の 苗 木 育 成
じ 住 所 地 に 同 渡 辺 博 苗 畑

〔二八二〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

平成二十八年七月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 処分をした日

平成二十八年七月八日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

商号 株式会社M's テクノ

所在地 岡山市南区築港緑町一―一五―一八

代表者の氏名 三村 厚子

許可番号 岡山県知事許可（般―二七）第五七四二号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止の命令

1 停止を命ずる営業の範囲

とび・土工工事業に係る営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であつて補助金等の交付を受けているもの

（注一）「とび・土工工事業に係る営業」とは、注文者からとび・土工・コンクリート工事を請け負う営業をいう。

（注二）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注三）「民間工事」とは、右記（注二）以外の建設工事をいう。

（注四）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

2 期間

平成二十八年七月八日から平成二十九年七月七日までの一年間

四 処分の原因となった事実

三東株式会社（現 株式会社M'sテクノ）の元代表取締役が、岡山市立学校の施設の修繕に係る随意契約で、同市が設定した許容価格に近い金額を同市の職員から伝えられ、その情報を基に契約を締結したとして、岡山地方裁判所から刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六第一項に規定する公契約関係競売等妨害の罪で懲役十月、執行猶予三年の判決を受け、その刑が確定した。

このことは、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当すると認められる。

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

〔二八三〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成二十八年七月八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開催期日

平成二十八年八月十六日午後一時三十分から

二 開催場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成二十八年七月十一日から同月二十五日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課、岡山市都市整備局都市計画課、玉野市建設部都市計画課又は赤磐市建設事業部都市計画課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることもができる者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

岡山県南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を平成二十八年七月十一日から同月二十五日まで、岡山県土木部都市局都市計画課、岡山市都市整備局都市計画課、玉野市建設部都市計画課及び赤磐市建設事業部都市計画課において縦覧に供する。）

五 公聴会中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六一七四九二）

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

別紙様式

意見書

平成28年7月8日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の変更に関する都市計画の案に対し，次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住所

(電話)

氏名

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

(注)「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

〔二八四〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成二十八年七月八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 開催期日

平成二十八年八月十七日午後一時三十分から

二 開催場所

倉敷市羽島一〇八三番地 備中県民局第二庁舎二階第一会議室から第三会議室まで

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成二十八年七月十一日から同月二十五日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課、倉敷市建設局都市計画部都市計画課、総社市建設部都市計画課、浅口市産業建設部まちづくり課又は早島町建設農林課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

岡山県南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を平成二十八年七月十一日から同月二十五日まで、岡山県土木部都市局都市計画課、倉敷市建設局都市計画部都市計画課、総社市建設部都市計画課、浅口市産業建設部まちづくり課及び早島町建設農林課において縦覧に供する。）

五 公聴会中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

別紙様式

意見書

平成28年7月8日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の変更に関する都市計画の案に対し，次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住所

(電話)

氏名

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

(注)「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

〔二八五〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成二十八年七月八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開催期日

平成二十八年八月十八日午後一時三十分から

二 開催場所

真庭市久世二九二七番地の一 真庭市役所二階大会議室二

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成二十八年七月十一日から同月二十五日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は真庭市建設部都市住宅課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができる者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

真庭都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を平成二十八年七月十一日から同月二十五日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び真庭市建設部都市住宅課において縦覧に供する。）

五 公聴会中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）

別紙様式

意見書

平成28年7月8日付けの岡山県公報で公告された真庭都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の変更に関する都市計画の案に対し，次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住所

(電話)

氏 名

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

(注)「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

〔二八六〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成二十八年七月八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開催期日

平成二十八年八月十八日午後三時三十分から

二 開催場所

真庭市久世二九二七番地の一 真庭市役所二階大会議室二

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成二十八年七月十一日から同月二十五日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は真庭市建設部都市住宅課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができる者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

湯原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を平成二十八年七月十一日から同月二十五日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び真庭市建設部都市住宅課において縦覧に供する。）

五 公聴会中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

別紙様式

意見書

平成28年7月8日付けの岡山県公報で公告された湯原都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の変更に関する都市計画の案に対し，次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住所

(電話)

氏名

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

(注)「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

〔二八七〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成二十八年七月八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

平成二十八年八月十九日午前十時三十分から

二 開催場所

井原市井原町三一一番地の一 井原市役所五階五〇一会議室及び五〇二会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成二十八年七月十一日から同月二十五日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は井原市建設経済部都市建設課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができる者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

井原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を平成二十八年七月十一日から同月二十五日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び井原市建設経済部都市建設課において縦覧に供する。）

五 公聴会中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

別紙様式

意見書

平成28年7月8日付けの岡山県公報で公告された井原都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の変更に関する都市計画の案に対し，次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住所

(電話)

氏名

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

(注)「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

〔二八八〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成二十八年七月八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

平成二十八年八月十九日午後二時三十分から

二 開催場所

小田郡矢掛町矢掛三〇一八番地 矢掛町役場三階大会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成二十八年七月十一日から同月二十五日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は矢掛町建設課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができる者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

矢掛都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を平成二十八年七月十一日から同月二十五日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び矢掛町建設課において縦覧に供する。）

五 公聴会の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六一七四九二）

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

別紙様式

意見書

平成28年7月8日付けの岡山県公報で公告された矢掛都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の変更に関する都市計画の案に対し，次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住所

(電話)

氏名

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

(注)「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

〔二八九〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成二十八年七月八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

平成二十八年八月二十三日午前十時三十分から

二 開催場所

高梁市松原通二〇四三番地 高梁市役所三階大会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成二十八年七月十一日から同月二十五日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は高梁市産業経済部まちづくり課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができる者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

高梁都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を平成二十八年七月十一日から同月二十五日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び高梁市産業経済部まちづくり課において縦覧に供する。）

五 公聴会中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

別紙様式

意見書

平成28年7月8日付けの岡山県公報で公告された高梁都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の変更に関する都市計画の案に対し，次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成

年

月

日

岡山県知事

殿

申出者

住所

(電話)

氏名

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間

約

分

(注)「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1800字程度にまとめること。
- 2楷書で明瞭に記載すること。

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

〔二九〇〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成二十八年七月八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

平成二十八年八月二十三日午後二時三十分から

二 開催場所

加賀郡吉備中央町吉川四八六〇番地の六 きびプラザ一階第一会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成二十八年七月十一日から同月二十五日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は吉備中央町吉備高原都市事務所企画課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができる者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

吉備高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を平成二十八年七月十一日から同月二十五日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び吉備中央町吉備高原都市事務所企画課において縦覧に供する。）

五 公聴会の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

別紙様式

意見書

平成28年7月8日付けの岡山県公報で公告された吉備高原都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の変更に関する都市計画の案に対し，次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住所

(電話)

氏名

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

(注)「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

〔二九一〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成二十八年七月八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

平成二十八年八月二十四日午前十時三十分から

二 開催場所

備前市東片上一二六 備前市役所分庁舎大会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成二十八年七月十一日から同月二十五日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は備前市まちづくり部まち整備課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができず者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

備前都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を平成二十八年七月十一日から同月二十五日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び備前市まちづくり部まち整備課において縦覧に供する。）

五 公聴会中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）

別紙様式

意見書

平成28年7月8日付けの岡山県公報で公告された備前都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の変更に関する都市計画の案に対し，次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住所

(電話)

氏名

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

(注)「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

〔二九二〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成二十八年七月八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

平成二十八年八月三十一日午前十時三十分から

二 開催場所

笠岡市中央町一番地の一 笠岡市役所第一会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成二十八年七月十一日から同月二十五日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は笠岡市建設産業部都市計画課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができる者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

笠岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を平成二十八年七月十一日から同月二十五日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び笠岡市建設産業部都市計画課において縦覧に供する。）

五 公聴会中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

別紙様式

意見書

平成28年7月8日付けの岡山県公報で公告された笠岡都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の変更に関する都市計画の案に対し，次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成

年

月

日

岡山県知事

殿

申出者

住所

(電話)

氏名

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間

約

分

(注)「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1800字程度にまとめること。
- 2楷書で明瞭に記載すること。

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

〔二九三〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成二十八年七月八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

平成二十八年八月二十四日午後二時三十分から

二 開催場所

和気郡和気町尺所五五五番地 和気町総合福祉センター大会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成二十八年七月十一日から同月二十五日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は和気町都市建設課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができる者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

和気都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を平成二十八年七月十一日から同月二十五日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び和気町都市建設課において縦覧に供する。）

五 公聴会の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

別紙様式

意見書

平成28年7月8日付けの岡山県公報で公告された和気都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の変更に関する都市計画の案に対し，次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住所

(電話)

氏名

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

(注)「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

〔二九四〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成二十八年七月八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

平成二十八年八月二十五日午前十時三十分から

二 開催場所

美作市栄町三八番地の二 美作市市民センター大研修室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成二十八年七月十一日から同月二十五日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は美作市都市住宅課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができる者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

美作市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を平成二十八年七月十一日から同月二十五日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び美作市都市住宅課において縦覧に供する。）

五 公聴会中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

別紙様式

意見書

平成28年7月8日付けの岡山県公報で公告された美作都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の変更に関する都市計画の案に対し，次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成

年

月

日

岡山県知事

殿

申出者

住所

(電話)

氏名

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間

約

分

(注)「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1800字程度にまとめること。
- 2楷書で明瞭に記載すること。

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

〔二九五〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成二十八年七月八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

平成二十八年八月二十六日午前十時三十分から

二 開催場所

浅口市鴨方町六条院中三〇五〇番地 浅口市役所三階第一会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成二十八年七月十一日から同月二十五日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課、浅口市産業建設部まちづくり課又は里庄町農林建設課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができる者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

鴨方都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を平成二十八年七月十一日から同月二十五日まで、岡山県土木部都市局都市計画課、浅口市産業建設部まちづくり課及び里庄町農林建設課において縦覧に供する。）

五 公聴会の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

別紙様式

意見書

平成28年7月8日付けの岡山県公報で公告された鴨方都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の変更に関する都市計画の案に対し，次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成

年

月

日

岡山県知事

殿

申出者

住所

(電話)

氏名

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間

約

分

(注)「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1800字程度にまとめること。
- 2楷書で明瞭に記載すること。

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

〔二九六〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成二十八年七月八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

平成二十八年八月二十九日午前十時三十分から

二 開催場所

津山市山北五二〇番地 津山市役所二階二〇二会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成二十八年七月十一日から同月二十五日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課、津山市都市建設部都市計画課、鏡野町まちづくり課又は勝央町産業建設部）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができない者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

津山広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を平成二十八年七月十一日から同月二十五日まで、岡山県土木部都市局都市計画課、津山市都市建設部都市計画課、鏡野町まちづくり課及び勝央町産業建設部において縦覧に供する。）

五 公聴会中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六一七四九二）

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

別紙様式

意見書

平成28年7月8日付けの岡山県公報で公告された津山広域都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の変更に関する都市計画の案に対し，次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住所

(電話)

氏名

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

(注)「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

〔二九七〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

平成二十八年七月八日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開催期日

平成二十八年八月三十日午前十時三十分から

二 開催場所

新見市新見一二三番地の二 まなび広場にいみ小ホール

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を平成二十八年七月十一日から同月二十五日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は新見市建設部都市整備課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることができる者の数又は時間をあらかじめ制限することがある。

四 都市計画の案の概要

新見都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更。なお、詳細は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を平成二十八年七月十一日から同月二十五日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び新見市建設部都市整備課において縦覧に供する。）

五 公聴会中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六一二二六―七四九二）

別紙様式

意見書

平成28年7月8日付けの岡山県公報で公告された新見都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の変更に関する都市計画の案に対し，次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成

年

月

日

岡山県知事

殿

申出者

住所

(電話)

氏名

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間

約

分

(注)「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1800字程度にまとめること。
- 2楷書で明瞭に記載すること。

〔二九八〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

番 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
指 定 年 月 日			
岡山県指令備中局 建第二〇〇三号 平成二十八年六月 二十八日	浅口郡里庄町大字里見字松尾前東四 三五二番一	四・八〇	三四・九二

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

〔二九九〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年七月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見二七一―五、二七一―六、二七〇―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市玉島阿賀崎二丁目四―三八―二号（コーポレザン二〇二）

久戸瀬清志

三 許可番号

岡山県指令建指第三七五号

◎岡山県公安委員会告示第百十二号

平成五年岡山県公安委員会告示第二十四号（指定講習機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月八日

岡山県公安委員会

表中

備前市大内九四六番地 ウエストジャパン興業株式会社 代表者 吉村充司	岡山市中区清水四一八番地 備前自動車岡山教習所
--	----------------------------

を

備前市大内九四六番地 ウエストジャパン興業株式会社 代表者 吉村忠道	岡山市中区清水四一八番地 備前自動車岡山教習所
--	----------------------------

める。

に改

平成28年7月8日 岡山県公報 第11802号

◎岡山県公安委員会告示第百十三号

平成十二年岡山県公安委員会告示第三十八号（運転免許取得者教育の認定）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月八日

岡山県公安委員会

表六の項中「吉村充司」を「吉村忠道」に改める。